

平成27年度 環境保全型農業直接支払交付金の概要

法律に基づき、27年度から制度の内容が一部変わります！



環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む**農業者グループ等**に対して支援を行います。
なお、環境こだわり農産物の認証にかかる栽培基準は従来どおりです。

支援対象となる取組

- ①環境こだわり農産物の生産とカバークロップの作付
- ②環境こだわり農産物の生産とリビングマルチ
- ③環境こだわり農産物の生産と草生栽培
- ④環境こだわり農産物の生産と冬期湛水管理
- ⑤有機農業の取組
- ⑥環境こだわり農産物の生産と堆肥の投入
- ⑦環境こだわり農産物の生産と炭の投入
- ⑧環境こだわり農産物の生産とIPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し
- ⑨環境こだわり農産物の生産と希少魚種等保全水田の設置
- ⑩環境こだわり農産物の生産とバンカープランツの植栽
- ⑪環境こだわり農産物の生産と緩効性肥料の利用および長期中干し
- ⑫環境こだわり農産物の生産と緩効性肥料の利用および省耕起
- ⑬環境こだわり農産物の生産と水田ビオトープ
- ⑭環境こだわり農産物の生産と水田の生態系に配慮した雑草管理
- ⑮環境こだわり農産物の生産とIPMの実践
- ⑯環境こだわり農産物の生産と在来草種の草生による天敵利用



目次

	項
27年度からの主な変更点	1
I 支援対象者	2
II 支援対象となる取組・作物	3
①カバークロープの作付 ②リビングマルチ ③草生栽培	3
④冬期湛水管理 ⑤有機農業の取組 ⑥堆肥の投入	4
⑦炭の投入 ⑧IPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し	
⑨希少魚種等保全水田の設置	5
⑩バンカープランツの植栽 ⑪緩効性肥料の利用および長期中干し	
⑫緩効性肥料の利用および省耕起	6
⑬水田ビオトープ ⑭水田の生態系に配慮した雑草管理	7
⑮IPMの実践 ⑯在来草種の草生による天敵利用	8
III 水稻のIPMの実践、畦畔の人手除草および 長期中干し 技術資料	9
(1) IPMの実践について	9
(2) 長期中干しについて	10
IV 大豆・小豆・露地野菜・施設野菜・果樹・茶の IPM実践指標	12
その1 大豆・小豆	12
その2 露地野菜	13
その3 施設野菜	14
その4 果樹	15
その5 茶	16
V 27年度の申請手続き	17
お問い合わせ窓口	18

環境保全型農業直接支払は多面的機能支払（「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」）および中山間地域等直接支払とともに、平成27年4月に施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて実施される制度となります。これにともない、26年度までの制度から内容が一部変更されますので、ご注意ください。

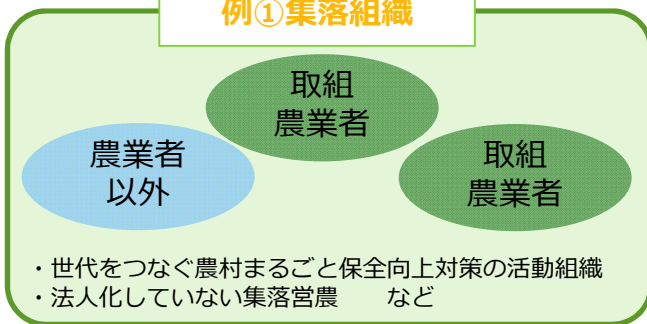
27年度からの主な変更点

（詳細は担当窓口へお問い合わせください）

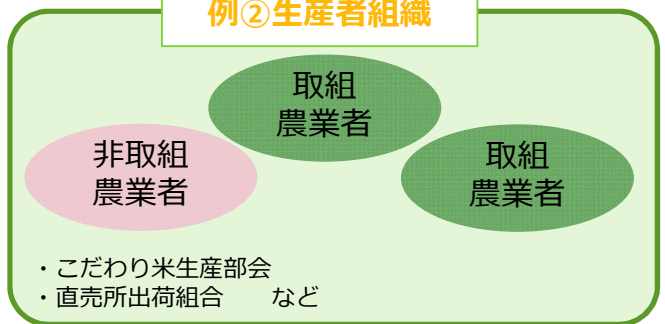
◎農業者グループでの申請が基本になります

複数の農業者（支援対象活動に取り組む農業者以外を含むことも可）で構成され、グループの規約と代表者を定め、口座を開設していることが必要です。

例①集落組織



例②生産者組織



なお、個人農業者も①～③のいずれかを満たし、市町が認める場合は申請可能です。

- ①対象活動の実施面積が、集落の耕地面積の概ね1/2以上または全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上（土地利用型作物以外の作物はそれぞれ2割以上）となる場合
- ②将来的な団体化を目標に、他の農業者と連携して環境保全型農業の取組を広げる活動（後述）を行う場合
- ③複数の農業者で構成される法人の場合（例：集落営農型法人など）

◎環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）が追加されます

農業者グループ等で、「環境保全型農業の技術向上に関する活動」、「環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動」、「環境保全型農業で生産された農産物の販売促進に関する活動」等からいずれか1つ以上に取り組むことが必要です。

活動内容の例

○環境保全型農業の技術向上に関する活動

環境保全型農業に関する検討会の開催、技術マニュアルや普及啓発資料の作成・配布、環境保全型農業の実証・調査、先駆的農業者等による技術指導、環境保全型農業にかかる共通技術の導入や共同防除の実施

○環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動

地域住民との交流会の開催、土壌分析や生き物調査等の実施、先進的取組のほ場への標示

○環境保全型農業により生産された農産物の販売促進に関する活動

流通・販売業者や消費者等との意見交換会の開催や商談会への出展、農業者団体等における商品開発や共同ブランド・マークを活用した販売、農業者団体等の構成員の連携による直売

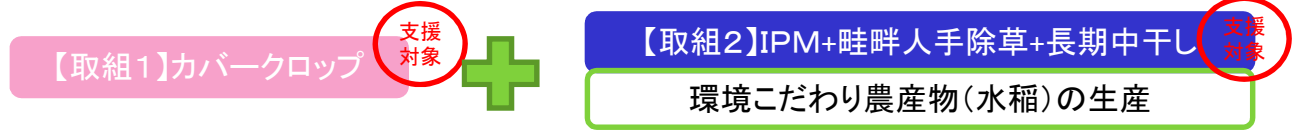
○その他

耕作放棄地を復旧し、当該農地において環境保全型農業を実施 など

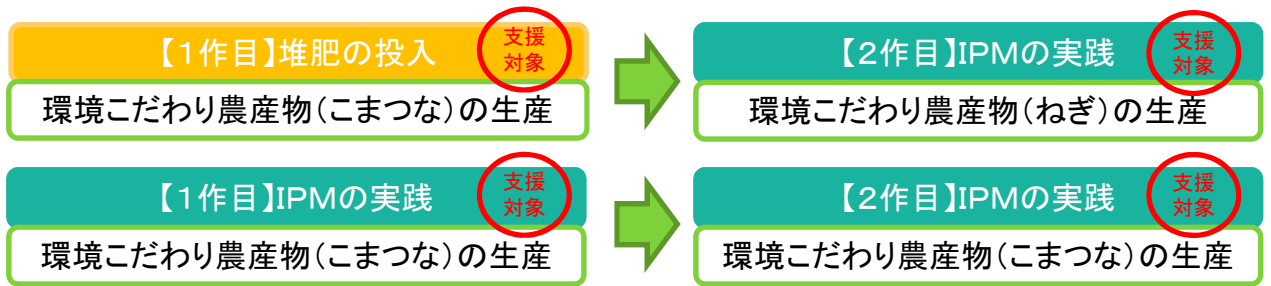
◎複数(2つまで)の取組を行った場合にも支援します

1つのほ場で複数の活動を行った場合、2取組まで支援を行います(ただし、重複する取組など、組み合わせ不可の場合もありますので、お問い合わせください)。

例①環境こだわり農産物の1回の生産とあわせて2つの取組を行う場合



例②環境こだわり農産物の2回の生産とあわせて1つずつ取組を行う場合



環境こだわり農産物について

<栽培基準>

- ・化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減します
- ・「水田からの濁水の流出防止」など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術を実践します
- ・堆肥その他の有機質資材を使用する場合、施用基準に従って適正に使用します
- ・農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登載農薬を使用します(参考URL <http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/noyakuhiroyo.html>)

<認証制度>

- ・生産計画を農作物、作型等ごとに定める期間に県(農業農村振興事務所農産普及課)へ提出し、認定を受けます
- ・生産計画に基づき栽培を行います(ほ場看板の設置、生産記録の記帳をあわせて実施)
- ・収穫前に農産物の認証申請を行い、生産記録や現地確認の結果、適正であれば認証されます
- ・認証マークを表示(任意)して出荷・販売を行うことができます
- ・販売が終われば実績報告(出荷販売記録、マーク管理台帳写しなどを提出)を行います

詳細は最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください

I 支援対象者

次の①および②の要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者のグループ等が支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること※
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

注)※環境こだわり農産物の認証取得者、共同販売經理を行っている集落営農、有機農業に取り組む農業者等については、エコファーマー認定に関する特例措置があります。

1

環境こだわり農産物の生産と
カバークロープの作付 を組み合わせた取組

全作物

交付単価
8,000円/10a

「カバークロープの作付」

環境こだわり農産物の生産の前後いずれかにレンゲやヘアリーベッチなど緑肥等を作付ける（春夏播きは概ね 2か月以上、秋冬播きは概ね 4か月以上）取組です。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが確実に認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること



2

環境こだわり農産物の生産と
リビングマルチ を組み合わせた取組

全作物

交付単価
8,000円/10a

「リビングマルチ」

作物の畝間に麦類や牧草等を作付ける取組です。県内では、大豆畑に小麦を、カボチャ畑にエン麦を作付ける事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが確実に認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること



3

環境こだわり農産物の生産と
草生栽培 を組み合わせた取組

果樹・茶

交付単価
8,000円/10a

「草生栽培」

果樹園等に牧草等を作付ける取組です。県内では、ナシ園にクローバーを、ブドウ園にライ麦を作付ける事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが確実に認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること



4

環境こだわり農産物の生産と
冬期湛水管理 を組み合わせた取組

水田で栽培
する作物

交付単価
8,000円/10a

「冬期湛水管理」

冬の期間、水田に水を張る取組です。
2か月以上の湛水状態の期間を確保する必要があります。

《チェックポイント》

- 2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置、漏水防止措置が講じられていること
- 市町等が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即した取組であること



5

有機農業の取組
(化学肥料、農薬を使用しない取組)

全作物

交付単価
8,000円/10a
そば等雑穀、飼料作物は
3,000円/10a

《チェックポイント》

- 化学肥料・農薬を使用していないこと(使用可能な資材についての特例あり)
- 遺伝子組換え技術を利用しないこと

注

生産した農産物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認定を取得する必要がありますのでご注意ください。

6

環境こだわり農産物の生産と
堆肥の投入 を組み合わせた取組

全作物

交付単価
4,400円/10a

「堆肥の施用」

水稻は おおむね1 t/10a以上、水稻以外は おおむね1.5 t/10a以上の堆肥を投入する取組です。環境こだわり農産物の生産前後いずれかに堆肥を施用します。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により、標準量以上の投入を行ったことが確実に認められること
- C/N比が10以上の堆肥※であって腐熟したものを使用すること
注)※一般的に牛糞堆肥は対象となるが、鶏糞堆肥は対象外となる
※自家製造堆肥や無償で入手した堆肥についても、C/N比が10以上と確認できれば対象となる
- 環境こだわり農産物の生産前後いずれかに堆肥を投入していること
- 土壌診断を実施した上で、適切な堆肥の施用を行うこと

7

環境こだわり農産物の生産と
炭の投入 を組み合わせた取組

全作物

交付単価
5,000円/10a

「炭の投入」

環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、500kg/10a以上あるいは50kg/10a以上の炭（木炭、竹炭、籾殻くん炭などの植物を炭化して製造した炭）をほ場に投入する取組です。県内では、水稻や大豆栽培で集団での取組事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準量（500kg/10aまたは50kg/10a）以上の炭（植物由来で、かつ購入したもの）を投入したことが確実に認められること
- 環境こだわり農産物の生産前後いずれかに炭を投入していること



8

環境こだわり農産物の生産と**IPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し**を組み合わせた取組

水稻

交付単価
4,000円/10a

「長期中干し」を実施するため「溝切り」を原則行います。
（9～11ページの水稲のIPMについての技術資料を参照してください）

注 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

《チェックポイント》

- 滋賀県水稲IPM実践指標（9ページ参照）のうち8項目以上を実践していること
- 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上行っていること
- 中干しは生育中期に1本/10a以上の溝切りを原則として行い*、14日以上実施していること

注)*ほ場条件などによって溝切りを必須としない場合は証明書類を添付



9

環境こだわり農産物の生産と
希少魚種等保全水田の設置を組み合わせた取組

水稻

交付単価
3,000円/10a

「希少魚種等保全水田の設置」

「魚のゆりかご水田」など、水田を魚類等が遡上し繁殖可能な状態に管理する取組です。

《チェックポイント》

- 魚の遡上時の排水口の堰板操作、飼養時の適切な水管理、放流時の溝切り等が行われていること



10

環境こだわり農産物の生産と
バンカープランツの植栽を組み合わせた取組

野菜

交付単価
8,000円/10a

「バンカープランツの植栽」

果菜類の周囲に、害虫の土着天敵を増殖・温存する作物を植栽する取組です。県内ではカボチャの周囲にソルゴーを植栽する事例があります。

《チェックポイント》

- 原則、播種幅1.5m以上、栽培管理に必要な出入り口を除く3辺以上に植栽していること



11

環境こだわり農産物の生産と**緩効性肥料の
利用および長期中干し**を組み合わせた取組

水稲

交付単価
4,000円/10a

「緩効性肥料」

有機質由来を除く窒素成分で40%以上の緩効性成分を含有する肥料。本田のみに施用する肥料に適用し、育苗段階の施肥には適用しません。

「長期中干し」を実施するため「溝切り」を原則行います。
(10～11ページの長期中干しについての技術資料を参照してください)

《チェックポイント》

- 環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、概ね全量を緩効性肥料で施用すること
 - 中干しは生育中期に1本/10a以上の溝切りを原則として行い※、14日以上実施していること
- 注)※ほ場条件などによって溝切りを必須としない場合は証明書類を添付



12

環境こだわり農産物の生産と**緩効性肥料の
利用および省耕起**を組み合わせた取組

①大豆
②露地野菜

交付単価
①**4,000円/10a**
②**8,000円/10a**

「緩効性肥料」 前項①を参照してください。

「省耕起」

大豆は狭条無中耕・無培土栽培(狭畦密播栽培)を実施します。
露地野菜は専用のロータリーによる耕耘同時うね立てを実施します。

《チェックポイント》

- 環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、大豆は概ね全量、露地野菜は70%以上を緩効性肥料で施用すること
- 大豆は狭条無中耕・無培土栽培(狭畦密播栽培)を行うこと
→播種の目安: 条間30～45cm、株間10～20cm
- 露地野菜は省耕起が可能なロータリーを用いて耕耘とうね立てを1工程で行うこと



「水田ビオトープ」

水生動物が生息できるように、ほ場内に波板やトラクター等で溝(水路)を設置し栽培期間中湛水状態を保つ取組です。

注 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で「ビオトープ(小溝の設置[水田内])」の経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

《チェックポイント》

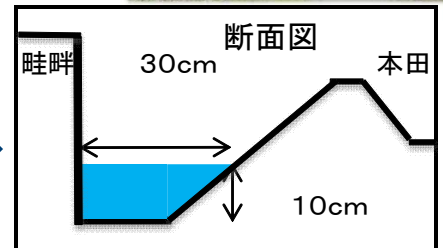
- 幅30cm～60cm、深さ10cm～20cm、10a当たり長さ10m以上の栽培期間中湛水状態が保てるビオトープを設置していること

**設置例**

片側培土板を使用する例



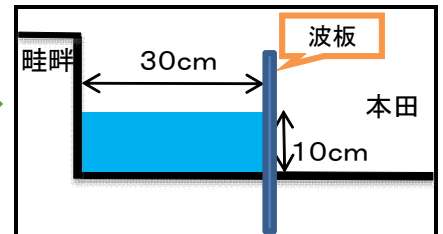
片側培土板を1つ装着



波板を使用する例



波板を押し込む

**「水田の生態系に配慮した雑草管理」**

水田内の雑草は、魚毒性が低い除草剤1回以内の散布とし、抜き取りで管理するとともに、畦畔の雑草は、除草剤を使わず、草刈機などにより管理する取組です。

注 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

《チェックポイント》

- 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上行っていること
- 本田除草は、滋賀県病害虫雑草防除基準で魚毒性の分類が「A」と記されている除草剤を1回以内の散布とし、概ね4回以上抜き取り作業をしていること
- 滋賀県水稲IPM実践指標(8ページ参照)のうち8項目以上を実践していること



「IPMの実践」

滋賀県IPM実践指標(12～16ページ)の必須項目に基づき、ほ場周辺の除草作業および主要害虫の防除を実施するとともに、選択項目も合わせて8項目以上実践する取組です。

注

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

《チェックポイント》

- ほ場周辺は、除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上の除草作業を行っていること
 - IPM実践指標の必須項目にある主要害虫対策として、天敵に影響の少ない「フェロモン剤」、BT剤などの「生物農薬」、「IGR剤」、「有機農産物の日本農林規格別表2の農薬※」のいずれか1つ以上を用いて適切に防除していること
 - IPM実践指標の必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践していること
- 注)※別表2の農薬・・・マシン油乳剤、デンプン水和剤、脂肪酸グリセリド乳剤、石灰硫黄合剤、ミルベメクチン乳剤・水和剤、スピノサド水和剤・粒剤、還元澱粉糖化物液剤 など



「在来草種の草生」

果樹害虫の土着天敵が棲息できるように、園内に自生する下草を高く刈って管理する取組です。

《チェックポイント》

- 除草剤を使用せず、草刈機などによる草生の管理(草丈:10～40cm)を4回以上実施していること
- 殺ダニ剤の使用は2回以内とし、草刈機などによる草生管理の翌日に行っていること



《留意事項》

- ・農業振興地域内の農地で行われる取組が交付金の対象となります。
- ・交付金は、取組面積に応じて交付されます。取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です。
- ・取組規模が予算額を上回った場合には、交付単価が減額調整されることがあります。
- ・「水稻」で対象となる作物には、飼料用米、米粉用米、WCS等を含みます(有機農業を除く)。
- ・中山間地域等直接支払制度に取り組まれている集落において、環境保全型農業直接支払交付金で取り組む行為(たとえばカバークロープ、冬期湛水管理、堆肥の施用など)を集落協定の「多面的機能の増進につながる活動」として選択している場合は、環境保全型農業直接支払交付金の申請はできません。ただし、集落協定の取組を変更すれば申請は可能となります。

Ⅲ 水稻のIPMの実践、畦畔の人手除草および 長期中干し 技術資料

(1) IPMの実践について

下記の実践指標のうち8項目以上に取り組みます

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 水稻IPM(総合的病害虫・雑草管理)実践指標チェックシート

ほ場通し番号		氏名	
--------	--	----	--

1. 評価方法

- ① 水稻作付期間中もしくは収穫後に、今年度の実施状況をチェックして、収穫後に○の数を数えて下段に合計数を記入します。
- ② 毎年改善し、できる項目には全て○が付くようにしましょう。

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
水田及び 周辺管理	不耕起栽培を除き、翌年の雑草・病害虫の発生を抑制するために稲刈り後に耕耘する（前年秋期）。 秋期に畦畔等の除草を行い、越冬害虫の発生密度を低下させる。ただし、除草剤は使用しない（前年秋期）。 土壌診断を受け、必要な資材等を施用する（前年秋期）。 入水前に、畦塗りを等を行い、漏水を防止する。	
育苗・ 移植全般 雑草対策	いもち病等の常発地では抵抗性の強い品種を選定する。 種子を更新する。 温湯消毒法、微生物農薬または両法併用で種子消毒を行う。 健苗育成に努め、病害が発生した苗は早期に処分する。 代かき・田植え時に落水しない。 ほ場の均平化を図り、田面を露出させないようにし、除草剤は適期に施用する。 雑草の多い水田を除き、「初期・初中期一発剤」のみの除草体系とする。	
病害虫対策	病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、防除の参考とする。 補植用余剰苗は早期に除去、処分する。 水稻の出穂2～3週間前と、水稻の出穂期に畦畔の草刈りを実施し、カメムシ類の密度低下を図る。 水田内のヒエ等のイネ科雑草はカメムシ類の棲息場所となるので、早期に除去する。	
農薬の 使用全般	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍数、散布面積、散布方法等を記録する。 栽培地域の病害虫の発生しやすさ(いもち病マップなど)を参考にし、病害虫防除を実施する。 当該病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、低毒性（人畜毒性・魚毒性）の薬剤を選択する。 ほ場周辺に農薬が飛散しないよう、風向や散布方法、散布圧力に注意する。また、飛散しにくい剤型を選択する。 同じ系統の農薬成分を繰り返し使用しない。 薬剤抵抗性の病害虫が確認されている地域では、当該農薬を使用しない。 十分な薬効が得られる範囲で額縁防除、スポット防除等を実施する。 湛水状態で農薬を使用する場合は、畦畔等からの漏水防止と、散布後1週間程度の止水期間を遵守する。	
その他	環境こだわり農産物を生産する。	
※管理ポイントの年度は、前年水稻収穫後の畦畔除草・耕耘等から始まります。		○の数の合計 (8項目以上実践すること)

IPM(Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

(2) 長期中干しについて

1. 技術内容

(1) 開始適期: 茎数が目標穂数の80%となった時点(表)

表. 中干し開始の目安

1坪当たりの 栽植密度	50株	60株	70株
1株当たりの 茎数(※)	21本	17本	15本

※目標穂数を380~400本/m²として、
その8割の茎数が確保できたとき



中干し開始時期の水田



茎数15本

時期の目安 (60株/坪 平年の天候)

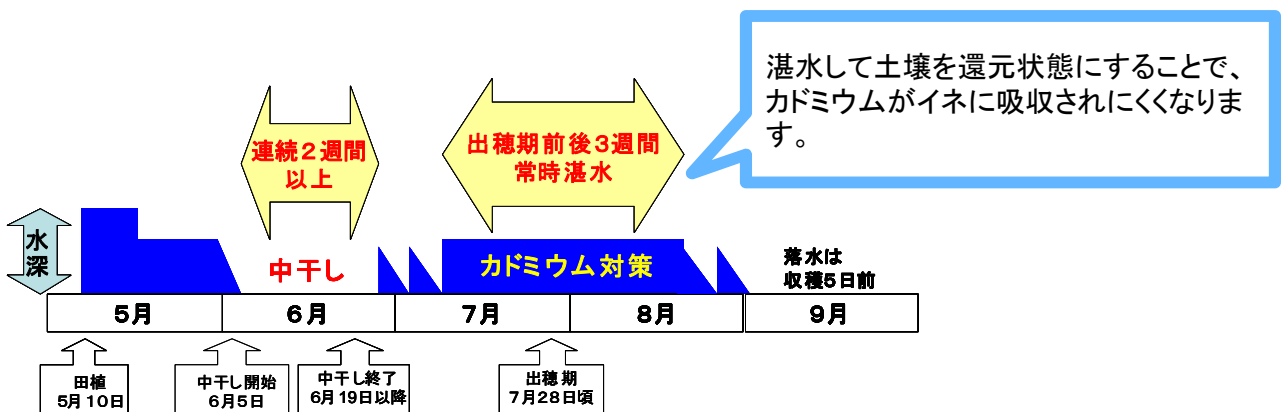
- 田植5月初旬 → 6月初旬頃から中干し
- 田植5月15日頃 → 6月上中旬頃から中干し



中干しの程度

- (2) 期間: **連続して2週間以上(図)。**
- (3) 溝切り: **10aあたり1本以上の溝切りを原則実施。**
(尻水戸までしっかりつなぐ)
- (4) 土の状態: **軽くひび割れ、足跡がつく程度(写真)。**
- (5) 注意点

- ・過度な中干しは根を傷め、田の水もちが悪くなるため、大きなひびが入らない程度に干します。
- ・好天が続く場合は、適宜差し水をします。
- ・所定の生産記録に溝切り作業日、中干し期間を記入します。
- ・砂質土壌等で減水深が3cm/日以上となるほ場など、溝切りを必須としない場合もあります。(詳細は最寄りの農業農村振興事務所へお問い合わせください)



稲の水管理(コシヒカリ5月10日植、栽植密度60株での平年の目安)

2. 中干し前の作業

(1) 自然落水！

- 1) 中干し前は、強制的に水を落とすのではなく、自然に水が減るようにして下さい。
- 2) 水が引くまで数日かかります。

(2) 丁寧な溝切り！

- 1) 溝切りは、ほ場の外周と5～10m間隔を基本とします。
- 2) 収穫前に乾きにくいほ場や水稻跡に麦を栽培する場合は、溝の本数を増やします。
- 3) 溝と尻水戸をつなぎます。



溝切りで水管理をスムーズに

3. 中干しの効果

(1) 温暖化低減への効果

- 1) 水田に水を張ると土壌中の酸素が少なくなり温室効果ガスのメタンが発生します。
- 2) 中干し期間の延長や適期実施により、メタンの発生を抑制します。

(2) 稲への効果

- 1) 土中に酸素が送り込まれ、根張りが良くなり、倒伏しにくくなります。
- 2) 登熟期の高温に強い稲になり、適正な籾数の確保や、乳白米の減少、米の厚み向上につながります。

(3) 水管理作業上の効果

- 1) 間断かんがいや入水が行いやすくなります。
- 2) 落水時期を遅くできるので、胴割米を防ぐことができます。
- 3) 地面が固くなり、コンバイン作業が円滑になります。
- 4) ほ場が乾きやすいため、水稻後に麦を播く場合、適期に作業がしやすくなります。

IV 大豆・小豆・露地野菜・施設野菜・果樹・茶のIPM実践指標

その1 大豆・小豆

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 大豆・小豆 IPM (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

ほ場通し番号	
--------	--

氏名	
----	--

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・ほ場周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

	管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	畦畔除草	畦畔は除草剤を使用せず、機械などにより概ね4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。 1回目 月 日, 2回目 月 日, 3回目 月 日, 4回目 月 日	
	主要害虫対策 【大豆】 ハスモンヨトウ 【小豆】 ノメイガ類	天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の□に○を記入する <input type="checkbox"/> 生物農薬 (BT剤、核多角体ウイルス剤など) <input type="checkbox"/> フェロモン剤 <input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬 (上記を除く) <input type="checkbox"/> IGR剤	
選択項目	排水対策等	湿害回避および病害予防のため、浅耕うね立て同時は種を行う。 ほ場に排水溝を設置し、排水を良くする。	
	種子の準備	種子更新を行う。	
		塗沫処理または粉衣処理による種子消毒を実施する。	
		栽培方法に合わせ、は種時期とは種量を適正にする。	
	耕種的防除対策	雑草の発生状況を確認し、中耕培土を適期に行う。	
		ウイルス病や茎疫病等対策のため、発病株の抜取りを徹底する。	
	病害虫の発生に応じた防除	病害虫防除所が発表する病害虫発生予察情報等を入手し、病害虫の発生状況、発生予測に関する情報を確認する。 ほ場内を見回り、病害虫の発生や被害を把握するとともに、気象予報を考慮して防除の要否を判断し、適期防除に努める。	
収穫・乾燥	紫斑病(大豆)および腐敗粒の対策として、成熟後速やかに収穫・乾燥を行う。		
農薬の使用全般	薬剤散布の際は、飛散しにくい剤型や散布ノズルを使用するなど適切な飛散防止措置を講じる。		
	薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。		
	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。		
その他	環境こだわり農産物を生産する。		
○の数の合計 (8項目以上実践すること)			

IPM (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

その2 露地野菜

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 露地野菜 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

ほ場通し番号	
--------	--

氏名	
----	--

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・ほ場周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	ほ場周辺の除草 ほ場周辺は除草剤を使用せず、機械などにより概ね4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。 1回目 月 日, 2回目 月 日, 3回目 月 日, 4回目 月 日	
	主要害虫対策 選択した害虫に○を付ける ・ヨトウムシ類 ・アオムシ ・コナガ ・ハダニ類 ・アザミウマ類 天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する <input type="checkbox"/> 生物農薬（B T剤、核多角体ウイルス剤など） <input type="checkbox"/> フェロモン剤 <input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬（上記を除く） <input type="checkbox"/> I G R剤	
選択項目	品種、ほ場の選択と改善 同一ほ場でのアブラナ科野菜の連作は避ける。 病気にに対して抵抗性が高い品種を選択する。 土壌診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。	
	健全苗の育成 消毒されている種子を使用する。 セル成型育苗等では、病原菌や雑草種子の混入していない市販の園芸培土等を用いる。 育苗では物理的・耕種的防除法を活用し、病害虫の発生を抑制する。	
雑草の管理	本ほの雑草の発生状況や草種等を勘案し、除草剤を選定する。	
	定植後に灌水するなど、スムーズに苗を活着させ、外葉が早く地表面を覆うようにする。	
	中耕や培土を適切に行う。	
ほ場衛生	作付けほ場には、病気が発生しているほ場の土を持ち込まないように注意する。	
病害虫対策	病害虫の被害株は早めに処分する。	
	病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、適期防除等に活用する。	
	ほ場内を見回り、病害虫の発生や被害を把握するとともに、気象予報などを考慮して防除の要否を判断する。	
	土着天敵類が十分に活動できるよう、バンカープランツを設置し、天敵に影響の少ない薬剤を選定する。 初期害虫を効果的に防除するため、育苗～定植時に粒剤等を施用する。	
農薬の使用全般	農薬使用に当たっては、効果の高い剤を選択し、飛散が少なくなるように天候やほ場条件などを勘案しながら、散布方法を決定する。	
	薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。	
	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。	
その他	環境こだわり農産物を生産する。	
		○の数の合計 (8項目以上実践すること)

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

その3 施設野菜

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 施設野菜 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

ほ場通し番号		氏名	
--------	--	----	--

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

	管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	周辺除草	施設周辺は除草剤を使用せず、機械などにより概ね4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。 1回目 月 日, 2回目 月 日, 3回目 月 日, 4回目 月 日	
	主要害虫対策 選択した害虫に○をつける ・ヨトウムシ類 ・コナガ ・ハダニ類 ・アザミウマ類 ・ハモグリバエ類 ・コナジラミ類	天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する <input type="checkbox"/> 生物農薬（天敵、B T剤、核多角体ウイルス剤など） <input type="checkbox"/> フェロモン剤 <input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬（上記を除く） <input type="checkbox"/> I G R剤	
選択項目	病害虫の耕種的防除および適正な施肥管理	前作終了後、残さや病害株の持ち出し等適正な処理を行い、次作の病害虫の発生を抑制する。	
		前作終了後、太陽熱消毒やハウス内の蒸し込みを行い、次作の病害虫や雑草の発生を抑制する。	
		土壌診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。	
	播種・育苗管理	抵抗性品種や抵抗性台木の接ぎ木を利用する。	
		無病種子やウイルスフリー苗を利用する。	
		種子の乾熱消毒を行う。	
		育苗培土は、病原菌や害虫、雑草種子の混入していない市販の園芸培土や熱消毒した土を用いる。 健苗育成に努め、病害虫が発生した苗は早期に処分する。	
	病害虫対策	病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、適期防除等に活用する。	
		ほ場内をよく観察し、病害虫の発生や被害を把握するとともに気象予報などを考慮して防除の要否を判断する。	
		トラップや粘着板等を用いて発生予察活動を行う。	
換気扇や循環扇を使って適正に温湿度を管理し、病害を防ぐ。			
防虫ネットや紫外線カットフィルムを張り害虫の侵入を防ぐ。			
粘着板等を用いて害虫を捕殺する。			
電撃殺虫機や送風補虫機を用いて害虫を捕殺する。			
土着天敵の温存、放飼等を行う。 黄色（緑色）防蟻灯を用い害虫の活動を抑制する。 対抗植物を栽培する。 病害虫の被害株はほ場外に持ち出し早めに処分する。			
雑草対策（施設内）	手取り除草を行う。		
農薬の使用全般	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。		
その他	環境こだわり農産物を生産する。		
		○の数の合計 (8項目以上実践すること)	

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

その4 果樹

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 果樹 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

ほ場通し番号	
--------	--

氏名	
----	--

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

	管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	周辺除草	果樹園周辺は除草剤を使用せず、機械などにより概ね4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。 1回目 月 日, 2回目 月 日, 3回目 月 日, 4回目 月 日	
	主要害虫対策 選択した害虫に○を付ける ・シンクイムシ類 ・ハマキムシ類 ・コスカシバ ・ハダニ類 ・カイガラムシ類	天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にしを記入する <input type="checkbox"/> 生物農薬（天敵、B T 剤、核多角体ウイルス剤など） <input type="checkbox"/> フェロモン剤 <input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬（上記を除く） <input type="checkbox"/> I G R 剤	
選択項目	ほ場及び周辺管理等	葉がかかりやすい樹型づくりや間伐をし、適切な通風・採光を確保する。	
		防風林、防風垣、防風網の設置により、病気を抑制する。	
		土壌診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。	
	無病苗・無病穂木の導入等	無病苗・無病穂木等を導入する。	
		抵抗性品種や抵抗性台木を利用する。	
	病害虫・雑草対策	病害虫防除所が発表する発生予察情報等を確認し、適期防除等に活用する。	
		トラップ、園内巡回等で病害虫の発生を把握し、防除の要否を判断する。	
		雨よけ施設の設置や敷きわら、敷き草により病気の発生を抑制する。	
		防虫ネット、紫外線カットフィルム、光反射シートにより害虫の侵入を防ぐ。	
		害虫対策として、黄色蛍光灯や電撃殺虫機を設置する。	
粘着版やバンド誘殺および糖蜜誘殺等により害虫を捕殺する。			
笠かけ、袋かけを行い病害虫の被害を抑える。			
忌避作物を作付けする。 ほ場内の雑草は草生栽培や機械除草などで管理をする。			
農薬の使用全般	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。		
	対象とする病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、低毒性（人畜毒性・魚毒性）の薬剤を選択する。		
	ほ場周辺に農薬が飛散しないよう、周辺へ飛散しにくい剤型（塗布剤等）の選択や風向や散布方法、散布圧力に注意する。		
	薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。		
その他	環境にこだわり農産物を生産する。		
		○の数の合計 (8項目以上実践すること)	

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

その5 茶

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 茶 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

ほ場通し番号	
--------	--

氏名	
----	--

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

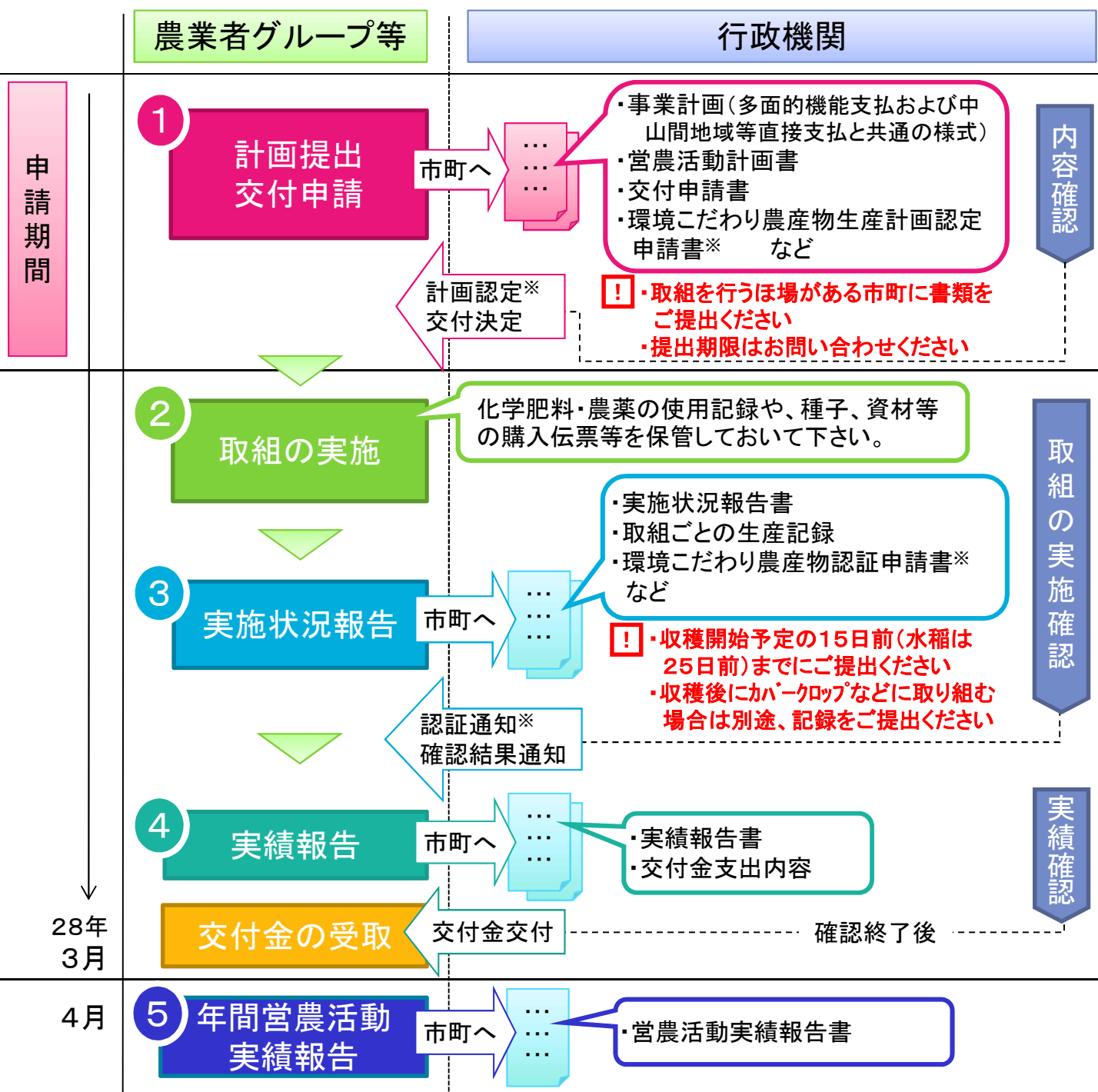
○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

	管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	周辺除草	茶園周辺は除草剤を使用せず、機械などにより概ね4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。 1回目 月 日, 2回目 月 日, 3回目 月 日, 4回目 月 日	
	主要害虫対策 ハマキムシ類	天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する <input type="checkbox"/> 生物農薬（天敵、B T 剤、核多角体ウイルス剤など） <input type="checkbox"/> フェロモン剤 <input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬（上記を除く） <input type="checkbox"/> I G R 剤	
選択項目	病害虫の発生しにくい環境の整備	害虫の増殖・飛来源となるほ場周辺の雑草や樹木、産卵源となるほ場周辺の樹木の枯枝などを除去する。	
		茶園が陰湿にならないよう、可能な限り周辺の林木を伐採したり枝管理を行うなど周辺の環境整備を行う。	
		各種資材や敷き草等でマルチングするなど雑草抑制対策を講じる。	
		特定の病害の常発地帯や裂傷型凍害の常発地帯では、改植・新植する場合に抵抗性の強い品種を導入する。	
病害虫・雑草対策	病害虫・雑草対策	病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、適期防除等に活用する。	
		定期的に園内を見回り、病害虫の発生状況を確認し、適切な防除を実施する。	
		降雨等の気象情報を把握し、適切な防除を実施する。	
		クワ・カシガラ等の多発茶園は、一番茶摘採後に中切り更新し寄生部を除去し樹勢回復を図る。	
		強風による病害発生を軽減するため、茶園周囲に防風ネットを設置する。	
		マルチ（定植時）やうね間の機械除草等、除草剤を使用しない雑草管理対策を実施する。	
農薬の使用全般	農薬の使用全般	園内に発生している雑草の草種と発生量を確認し、適切な防除を実施する。	
		化学農薬に対する感受性の低下を抑制するため、同一系統の農薬を連用しない。	
		最少の使用量で十分な薬効が得られるよう、最適な散布方法・使用量を決定するとともに、散布ムラがないよう適正な農薬散布を行う。	
		農薬散布は無風～弱風時に行うなど、農薬のドリフト（飛散）防止対策を徹底し、他の作物などに飛散しないようにする。	
		農薬使用の際、薬剤が残らないように調整する。	
		散布器具、タンク等の洗浄を十分行い、残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川等に流入しないようにする。	
その他	その他	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。	
		県や農業協同組合が開催する栽培研修会等に参加し、情報収集に努める。	
		環境こだわり農産物を生産する。	
		○の数の合計 (8項目以上実践すること)	

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

V 27年度の申請手続き (環境こだわり農産物認証制度を含む)



注)※環境こだわり農産物にかかる生産計画の認定および農産物の認証は県が行います

申請に必要な書類の様式は下記のインターネットアドレスに掲載します(更新予定)。

滋賀県農政水産部食のブランド推進課
 <環境保全型農業直接支払交付金(環境こだわり農産物の栽培に対する支援)>
<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/kodawarishien.html>

注1 詳細な提出書類については、事前に各市町の担当窓口へご確認ください。

注2 環境こだわり農産物認証制度に関するお問い合わせは、最寄りの農業農村振興事務所農産普及課までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

滋賀県農政水産部食のブランド推進課	TEL:077-528-3895	FAX:077-528-4881
大津・南部農業農村振興事務所農産普及課	TEL:077-567-5412	FAX:077-562-8144
甲賀農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0748-63-6126	FAX:0748-63-2983
東近江農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0748-22-7715	FAX:0748-22-1234
湖東農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0749-27-2213	FAX:0749-23-0821
湖北農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0749-65-6613	FAX:0749-65-5867
高島農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0740-22-6026	FAX:0740-22-3099

近畿農政局大津地域センター	TEL:077-522-4274	FAX:077-526-3062
近畿農政局東近江地域センター	TEL:0748-23-3842	FAX:0748-23-3844

大津市産業観光部農林水産課	TEL:077-528-2757	FAX:077-523-4053
草津市環境経済部農林水産課	TEL:077-561-2357	FAX:077-561-2486
守山市都市活性化局農政課	TEL:077-582-1130	FAX:077-582-1166
栗東市環境経済部農林課	TEL:077-551-0124	FAX:077-551-0148
野洲市環境経済部農林水産課	TEL:077-587-6004	FAX:077-587-3834
甲賀市産業経済部農業振興課	TEL:0748-65-0712	FAX:0748-63-4592
湖南市建設経済部農林振興課	TEL:0748-71-2330	FAX:0748-72-7964
近江八幡市都市産業部農業振興課	TEL:0748-36-5576	FAX:0748-32-5032
東近江市産業振興部農林水産課	TEL:0748-24-5561	FAX:0748-24-0752
日野町農林課	TEL:0748-52-6563	FAX:0748-52-2043
竜王町産業振興課	TEL:0748-58-3706	FAX:0748-58-3730
彦根市産業部農林水産課	TEL:0749-30-6118	FAX:0749-24-9676
愛荘町農林振興課	TEL:0749-37-8051	FAX:0749-37-4444
豊郷町産業振興課	TEL:0749-35-8114	FAX:0749-35-5270
甲良町産業課	TEL:0749-38-5069	FAX:0749-38-5122
多賀町産業環境課	TEL:0749-48-8117	FAX:0749-48-0594
長浜市産業経済部農政課	TEL:0749-65-6522	FAX:0749-65-1602
米原市経済環境部農政課	TEL:0749-58-2228	FAX:0749-58-1719
高島市農林水産部農業振興課	TEL:0740-25-8511	FAX:0740-25-8519

※すべて平成27年1月現在の連絡先です